

中国海警局の動向について－武警部隊編入後の海警事情を中心として－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 四元, 吾朗, 菱田, 健太郎, 上田, 晋平, YOTSUMOTO, Goro, HISHIDA, Kentaro, UEDA, Shimpei メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000029

【資 料】

中国海警局の動向について
— 武警部隊編入後の海警事情を中心として —

关于中国海警局发展现状及其动向研究
— 以划归武警部队以后的发展现状为中心 —

四 元 吾 朗

菱 田 健太郎

上 田 晋 平

【資料】

中国海警局の動向について

— 武警部隊編入後の海警事情を中心として —

四元 吾朗 菱田 健太郎 上田 晋平

はじめに

1 海警機構

- (1) 中国海警局
- (2) 海区分局
- (3) 直属局
- (4) 省級海警局・市級海警局・海警業務ステーション

2 直属局にかかる考察

- (1) 直属局の所在地
- (2) 海難救助業務に対する直属局の関与状況
- (3) 各種海上取締業務に対する直属局の関与状況

3 大型海警船にかかる考察

- (1) 艦番号と所属の関係
- (2) 4 桁の艦番号を表示する海警船の活動状況

4 管轄海域にかかる考察

おわりに

はじめに

中国海警局に関連する法整備は、2018 年の改編¹以降、中国共産党主導の下で実際の再編が先行する中、後追いながらも着実に進んでいる。まず「中華人民共和国刑事訴訟法」（以下「刑訴法」という。）の改正（2018 年

¹ 越智均「中国海警局の改編について」海上保安大学校研究報告第 64 巻第 1 号（2019）133 - 151 頁

10月26日)では、同法第308条第2項²で「中国海警局は、海上権益擁護法執行の職責を履行し、海上で発生した刑事事件に捜査権を行使する」と明記され、かねてより指摘されていた「人民武装警察による法執行³」という問題は、刑訴法改正という形で解消されることとなった。次に「中華人民共和国人民武装警察法」(以下「武警法」という。)の改正(2020年6月20日)では、同法第9条第1項⁴で「人民武装警察部隊は、内衛部隊、機動部隊及び海警部隊並びに学校、研究機構等で構成される」と明記された。さらに2021年2月1日から施行となった「中華人民共和国海警法」(以下「海警法」という。)では、同法第2条第1項⁵で「人民武装警察部隊の海警部隊は、すなわち海警機構であり、海上権益擁護法執行を統一的に履行する」と明記され、「海警機構」という名称が法律レベルで初めて登場することとなった。

そもそも中国海警局は、2013年の国務院機構改革を経て、国務院内に分散していた既存の海上法執行機関を統合して発足した組織であったが、発足後も法律レベルでの法整備が進むことはなかった⁶。他方、2018年の改編は、その指揮系統が国家の最高行政機関である国務院から、国家の最高軍事指導機関である中央軍事委員会に移行するという国家機関を跨ぐ大掛かりなものであり、上述のとおり、法律レベルでの法整備が後追いながらも着実に進み、現在に至っている。いずれにせよ、人民武装警察部隊(以下「武警部隊」という。)編入後にスポットをあてて海警事情を整理するに

² 原文:《刑法》第三百零八条第二款 中国海警局履行海上维权执法职责,对海上发生的刑事案件行使侦查权。

³ 越智均、四元吾朗『『中華人民共和国武装警察法』について』海上保安大学校研究報告第55巻第1号(2010)212頁、及び「前掲1」138頁

⁴ 原文:《武警法》第九条第一款 人民武装警察部队由内卫部队、机动部队、海警部队和院校、研究机构等组成。

⁵ 原文:《海警法》第二条第一款 人民武装警察部队海警部队即海警机构,统一履行海上维权执法职责。

⁶ 越智均、四元吾朗「中国海上法執行機関の動向について—中国海警局発足後の海警事情を中心として—」海上保安大学校研究報告第59巻第2号(2015)123-145頁及び越智均、四元吾朗「中国海上法執行機関の動向について—中国海警局発足後の海警事情を中心として(その2)—」海上保安大学校研究報告第60第1号(2015)143-159頁

あたり、具体的な組織再編が法整備に先行する中国の現状に鑑みれば、海警法施行後に留まらず、海警組織全体が武警部隊として具体的に運用を開始した時期から現在までをフォローする必要がある。これについては、中国国防部報道官が 2018 年 6 月 28 日の定例記者会見⁷で「2018 年 7 月 1 日零時より、海警組織全体が武警部隊の指導・指揮に編入される」と述べており、一つの指標となる。

本稿では、海警法を紐解きつつ、関連するオープンソースを取りまとめ、現状理解に努めることとする。

1 海警機構

海警機構について、海警法第 2 条第 2 項⁸は、「中国海警局及びその海区分局・直属局、省級海警局、市級海警局並びに海警業務ステーションが含まれる」と規定する。ここでは、2013 年の改編⁹（以下「第一改編」という。）と 2018 年の改編（以下「第二改編」という。）に着目し、海警機構を構成する各組織の変遷を概観する。

(1) 中国海警局

中国海警局について、海警法第 10 条後段¹⁰は、「国家の関係規定に基づき、所属の海警機構が海上権益擁護法執行を展開することを指導する」と規定しており、中国海警局が第二改編以降も海警組織の最高指導組織であることに違いはない。

第一改編では、国务院の各部門に分散していた四つの海上法執行機関、すなわち「海監（国土資源部国家海洋局）」、「海警（公安部边防管理局）」、「漁政（農業部漁政局）」及び「海関（海関総署）」の法執行隊を国土資源部国家海洋局に一元化し、これを中国海警局と呼称した。この時点で海監

⁷ 中国国防部：http://www.mod.gov.cn/jzhzt/2018-06/28/content_4818001_5.htm（閲覧日：2021.11.5）

⁸ 原文：《海警法》第二条第二款 海警机构包括中国海警局及其海区分局和直属局、省级海警局、市级海警局、海警工作站。

⁹ 「前掲 6」

¹⁰ 原文：《海警法》第十条后段 中国海警局按照国家有关规定领导所属海警机构开展海上维权执法工作。

の最高指導組織に位置付けられていた「中国海監総隊¹¹⁾」が廃止されており、形式的には、中国海警局がこれに取って代わったかにみられた。

第二改編では、その組織系統が国务院から中央軍事委員会に移り、刑法の改正を経て司法警察権が賦与されるとともに、武警法の改正及び海警法の施行を経て武警部隊海警部隊（海警機構）の最高指導組織としての位置付けが明確となった。

(2) 海区分局

海区分局について、海警法第 15 条¹²⁾は、「沿海地方政府の海上法執行隊が海域使用、島嶼保護開発、海洋生態環境保護、海洋漁業管理等の法執行業務を展開することを調整・指導する」と規定するとともに、「沿海地方政府の海上法執行隊の船舶・人員を統一的に調整・組織し、これらを重大な海上権益擁護法執行行動に参加させることができる」と規定している。よって、海区分局は、地方を含む海洋・漁業行政にかかる海上法執行の分野で主導権を発揮する組織であるとみられるが、第一改編時点において、海区分局が主として海監・漁政の法執行隊統合の受け皿として機能した¹³⁾ことに鑑みれば、実態に即した規定といえる。しかるに、後述するが、北から順に、黄渤海区を担当する北海分局、東シナ海区を担当する東海分局、南シナ海区を担当する南海分局の三つの海区分局が存在し、これらの組織名称がいずれも「中国海警局」を冠していることから、同組織は、上記(1)の直轄組織として位置付けられているものとみられる。

第一改編では、国家海洋局の三海区分局が対外的に中国海警局を名乗る形で法執行を展開するよう法整備がなされるも、海監については、そのトップが廃止になったのみで、旧態依然とした状況が継続した¹⁴⁾。従来、国家

¹¹⁾ 「前掲 6 後段」145 - 146 頁

¹²⁾ 原文：《海警法》第十五条 中国海警局及其海区分局按照国家有关规定，协调指导沿海地方人民政府海上执法队伍开展海域使用、海岛保护开发、海洋生态环境保护、海洋渔业管理等相关执法工作。根据海上维权执法工作需要，中国海警局及其海区分局可以统一协调组织沿海地方人民政府海上执法队伍的船舶、人员参与海上重大维权执法行动。

¹³⁾ 「前掲 6 前段」128 - 135 頁

¹⁴⁾ 「前掲 6 後段」145 頁

海洋局の海区分局には海監の海区総隊が配置され、大型の法執行船が所属していたが、中国海警局所属船舶（以下「海警船」という。）、とりわけ尖閣諸島周辺海域に來航するような大型の海警船は、海監・漁政を含め中国海警局海区分局の名の下に一元化されたものとみられた。しかしながら、2014 年以降に就役した大型の海警船は、ほぼすべてが海監の海区総隊に所属する形をとった¹⁵。このことは、海区レベルでは、海監を統合することが一筋縄にいかなかったことを窺わせるものである。

第二改編を経て、国家海洋局は、実質的な廃止に追い込まれた。これに伴い、海監の海区総隊も廃止となっているとみるのが妥当であるが、その後継を担っているとみられるのが下記（3）の直属局である。

（3）直属局

海警法において「直属局」との文言が出現するのは二か所のみである。一つは、上述の海警法第 2 条第 2 項¹⁶であり、もう一つは、海警法第 10 条前段¹⁷で「国家は、沿海地区において行政区画及び任務区域に基づいて中国海警局の海区分局・直属局、省級海警局、市級海警局及び海警業務ステーションを編成・設置し、各々が管轄区域の海上権益擁護法執行業務に責任を負う」とされるのみで、海警法から直属局の組織的特徴を見出すことはできない。しかるに、後述するが、直属第一局から直属第六局の計六つの直属局が存在し、その組織名称がいずれも「中国海警局」を冠していることから、上記（2）同様、上記（1）の直轄組織として位置付けられているものとみられる。

組織の継続性という観点でいえば、第一改編で曖昧なまま存在した海監の海区総隊が第二改編を経て直属局に引き継がれたとみることができようが、これについては、別途後述することとしたい。

（4）省級海警局・市級海警局・海警業務ステーション

¹⁵ 「前掲 6 前段」133 頁

¹⁶ 「前掲 8」

¹⁷ 原文：《海警法》第十条前段 国家在沿海地区按照行政区划和任务区域编设中国海警局海区分局和直属局、省级海警局、市级海警局和海警工作站，分别负责所管辖区域的有关海上维权执法工作。

海警法第 78 条第 1 号¹⁸は、省級海警局を「直接中国海警局が指導し、沿海の省、自治区及び直轄市に設置する海警局」と規定し、市級海警局を「省級海警局が指導し、沿海の省・自治区が管轄する市及び直轄市が管轄する区に設置する海警局」と規定し、海警業務ステーションを「通常市級海警局が指導し、沿海の県級行政区域に設置する末端の海警機構」と規定する。すなわち、省級海警局は、沿海を有する省レベルの行政区画¹⁹に設置され、上記 (1) の直接指導を受ける指揮系統をとりつつ、当該行政区画内に設置される海警機構を統轄するヘッドクォーターとしての役割を担う組織であるとみられる。

第一改編で省級以下の海警組織と位置付けられるのは、三海区分局のもとに沿海の省レベルに設置された「11 の海警総隊及びその支隊²⁰」である。ここに従来の海警（公安部）と海関（海関総署）の法執行隊が統合されたとみられている²¹。この「海警総隊」が第二改編において「省級海警局」に引き継がれたとみるのが妥当であるが、指揮系統において、海区分局の下に置かれるのではなく、専ら中国海警局の直接指導下に置かれている点が大きく異なる。第一改編においても、中国海警局が直接海警総隊を指揮することができる旨の規定は存在したが、海区分局の下に海警総隊を置くことが前提であった。この理由として、海警（公安部）は、第一改編以前から武警系列に属し、もともと海区で区切る概念がなく、海警の最高指導組織（公安部边防管理局）が省レベルの海警を直接指導する体制にあり²²、第一改編以降の海区分局を経由した指揮系統は実態に沿わないものであった

18 原文：《海警法》第七十八条 本法下列用語の含义是：（一）省级海警局，是指直接由中国海警局领导，在沿海省、自治区、直辖市设立的海警局；市级海警局，是指由省級海警局领导，在沿海省、自治区下辖市和直辖市下辖区设立的海警局；海警工作站，通常是指由市级海警局领导，在沿海县级行政区域设立的基层海警机构。

19 沿海を有する省レベルの行政区画には、北から遼寧省、河北省、天津市、山東省、江蘇省、上海市、浙江省、福建省、広東省、広西壮族自治区及び海南省（計 11）がある。

20 「前掲 6 前段」127 頁

21 「前掲 6 前段」128 - 135 頁

22 越智均、四元吾朗『『公安機関海上法執行工作規定』について』海上保安大学校研究報告第 53 巻第 1 号（2008）164 - 166 頁

のではないかと推測されるところである。

以上を踏まえ、海警機構指揮系統の変遷を図 1 に示す。

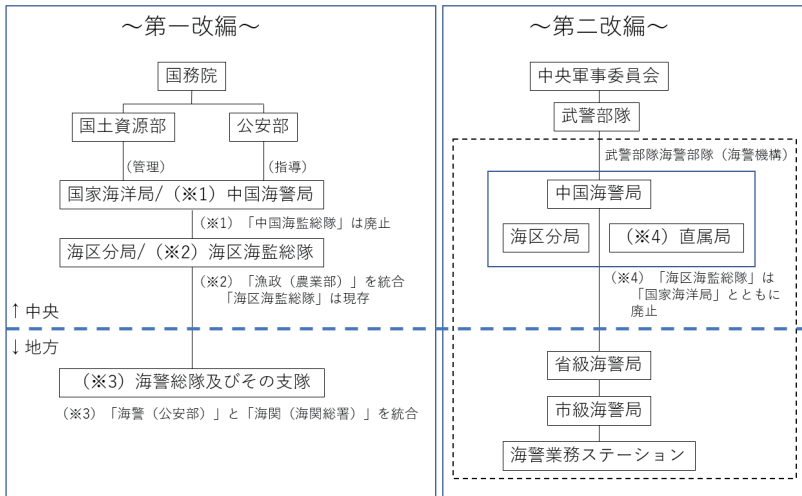


図 1：海警組織指揮系統の変遷

2 直属局にかかる考察

海警機構の各々の管轄区域について、海警法第 10 条前段²³は、「行政区画」と「任務区域」に基づき海警機構を設置するとしており、その区分については、同法第 11 条²⁴で「行政区画の制限を受けないことができる」とし、管轄区域が画定した暁には「速やかに公表するとともに、関係機関に通報しなければならない」としているが、いまだ公表されていないとみられる。しかるに、省級以下の海警機構の管轄区域は、基本的に「行政区画」に準じて線引きがなされ、その範疇において業務を遂行しているものとみられるが、海区分局と直属局については、海警法上特段の明記はない。海

²³ 「前掲 17」

²⁴ 原文：《海警法》第十一条 海警机构管辖区域应当根据海上维权执法工作的需要合理划定和调整，可以不受行政区划限制。海警机构管辖区域的划定和调整应当及时向社会公布，并通报有关机关。

区分局については、第二改編以前を踏襲しているとするれば、その区分は明確と思料される。他方、直属局については、組織名称が番号で序列化されているため、その区分もさることながら、第二改編以前の組織との整合性も不明確である。ここでは、オープンソースを参照し、海警法上曖昧な存在である直属局の組織的特徴について考察する。

(1) 直属局の所在地

ここでは、直属局の組織名称からは、その管轄区分をイメージし難いことから、まずは、直属局の所在地に着目し、海警機構全体の分布状況を俯瞰することとしたい。中国政府調達サイト²⁵を始めとする各種入札公告サイトその他のオープンソースを活用し、直属局の所在地を調査した結果を表 1 に示す。

組織名称		所在地		〈参考〉	
				海区分	省区分
中国海警局	直属第一局	上海市		東海	江蘇省
					上海市
	直属第二局	浙江省	寧波市		浙江省
					福建省
	直属第三局	広東省	広州市	南海	広東省
	直属第四局				広西壮族自治区
	直属第五局	海南省	三亜市		海南省
	直属第六局	山東省	青島市	北海	遼寧省
					河北省
					天津市
					山東省

表 1：直属局の所在地

表 1 について、直属第四局の所在地は、決め手となるオープンソースに欠けるため、あえて空白としたが、行政区画の仕切りで見ると、消去法的に広西壮族自治区である可能性がある。他方、直属第四局の所在地に近いと思料される地元共産党幹部の動静等から判断するに、その所在地は海南

²⁵ 中国政府調達サイト：<http://www.ccgp.gov.cn/>（閲覧日 2021.11.5）

省である可能性もある。その他、表 1 の右側に参考として海区区分と省区分を併記したが、上述のとおり、直属局の管轄区分は、行政区画の制限を受けない可能性があることを申し添える。

(2) 海難救助業務に対する直属局の関与状況

海難救助について、海警法第 13 条²⁶は、海警機構に対し「海上における自然災害、事故災難等に起因する緊急救助要請を受けたときは、直ちに関係主管部門に通報するとともに、積極的に応急的な救援及び救助を展開する」ことを義務付けるとともに、同法第 57 条第 2 項²⁷は、海警機構に対し「海上通報サービスプラットフォームを開設し、直ちに民衆の通報及び緊急救助要請を受理する」ことを義務付けているが、後者についてはすでに「中国海警 95110 海上通報サービスプラットフォーム²⁸」と呼ばれる通報制度が 2019 年 7 月 10 日から運用を開始している。ここでは、直属局が実際に関与した海難救助事案から直属局の組織的特徴を見出すこととしたい。中国海警局公式サイト²⁹によれば、直属局が関与した海難救助事案は、執筆現在で少なくとも計 5 件確認できる。これを表 2 にまとめる。

整理 番号	通報 受理日	海難発生場所	通報受理組織	出動		救助 対象
				組織	海警船	
①	2020/11/21	温州東沖170海里	直属第二局	直属第二局	白塔艦	漁船
②	2021/1/14	烟台沖	直属第六局高山艦	直属第六局	高山艦	漁船
③	2021/1/26	三亜湾	直属第五局	直属第五局	赤爪艦	漁船
④	2021/2/24	東シナ海	東海分局	直属第二局	漁山艦	漁船
⑤	2021/3/16	東シナ海	直属第一局	直属第一局	崇明艦	漁船

表 2：直属局が関与した海難救助事案

まず、①の事案から窺えるのは、直属局には外洋においても業務遂行可

²⁶ 原文：《海警法》第十三条 海警机构接到因海上自然灾害、事故灾难等紧急求助，应当及时通报有关主管部门，并积极开展应急救援和救助。

²⁷ 原文：《海警法》第五十七条第二款 海警机构应当开通海上报警服务平台，及时受理人民群众报警、紧急求助。

²⁸ 中国海警局の公式サイトは、2 周年となる 2021 年 7 月 10 日現在、合計 128699 件の通報を受理し、うち検挙事案 5304 件（4979 人）、救助船舶 352 隻（1776 人）の実績を上げている旨紹介している。中国海警局：

http://www.ccg.gov.cn//2021/hjyw_0710/536.html（閲覧日 2021.11.5）

²⁹ 中国海警局：<http://www.ccg.gov.cn/>（閲覧日 2021.11.5）

能な大型の海警船が所属している可能性が高いということである。また、①と④の事案から、同一の直属局に複数の海警船が所属していることも見て取れる。その他、興味深いのは、④の事案であり、海区分局と直属局がうまく連携した事案であったと史料され、事例その 1 として概要を訳文で紹介する。

【事例その 1：海難救助事案³⁰】

中国海警局東海分局「ロープブリッジ搬送」で負傷した漁民を緊急救助

出典：中国海警局 2021 年 2 月 26 日公表

2 月 24 日 16 時 40 分、中国海警局東海分局は、浙江省玉環港灣・漁業管理局から、東シナ海某海域で操業中の漁民 1 名が頭部を負傷し、下顎の動脈破裂が疑われ、流血が止まらず、意識朦朧とした状況であり、海警艦艇に救助を求める旨の要請を受けた。

当局は、直ちに東シナ海で任務遂行中の中国海警局直属第二局漁山艦を救助にあたらせるよう手配した。任務接到後、漁山艦は、地点を定め全速で救助を求める漁船に向かった。(中略) 20 時 16 分、漁山艦は、負傷者の救助に成功し、随行した医師が直ちに応急手当を施し、傷口を縫合し、負傷者のバイタルサインを安定させ、直ちに港へ搬送した。(後略)

(3) 各種海上取締業務に対する直属局の関与状況

中国海警局公式サイトによれば、海難救助事案を除き、直属局が関与した事案は、執筆現在、少なくとも密輸事件 2 件、薬物事件 1 件、環境取締り 1 件、海上総合法執行行動 2 件が確認された。ここでは、各々の事案を取り上げ、訳文にて紹介しつつ、直属局の組織的特徴について考察する。なお、訳文に下線を付しているのは、便宜上、筆者において付記したものであり、(a) は海警機構の最高指導組織である中国海警局、(b) は海区分

³⁰ 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn/2021/haijingzaixingdong_0226/640.html (閲覧日 2021.11.5)

局、(c) は直属局、(d) は省級海警局、(e) は海警機構以外の関係機関を指す。

【事例その 2：密輸事件³¹】

中国海警局が特大密輸事件を検挙 123 億元相当

出典：中国海警局 2020 年 7 月 31 日公表

7 月 30 日、中国海警局^(a)は、特大密輸事件の検挙に成功した。山東、福建、江蘇、安徽、上海、浙江等多数の省市に跨る密輸犯罪ネットワークを打ち砕き、「仕入れ、中継運送、代理販売」等の一環に関わる 8 つの密輸犯罪グループに対し芋蔓式に打撃を与えた。初動捜査で、少なくとも 2019 年以降、当該グループの事件に関わる密輸総額は 123 億元に上ることが判明している。

7 月 31 日 12 時、中国海警局^(a)と東海分局^(b)の統一指揮の下、山東海警局^(d)が山東省公安庁^(c)と共同し、中国海警局直属第二局^(e)及び上海・江蘇・福建海警局^(d)の協力の下、山東・江蘇・福建及び東シナ海海域で一斉に身柄を確保する行動を実施した。

今次行動では、海警が艦艇 8 隻と 600 人を、公安が 100 人を出動させ、幾多の省市に跨る密輸犯罪ネットワークを打ち砕き、幾多の海上密輸ルートを断ち切ることに成功した。1 万トンクラスの外国籍の密輸「母船」と国内の「瀬取り船」の各 1 隻を押収し、犯罪被疑者 50 人の身柄を拘束し、密輸砂糖 6600 トン、車両 15 台を押収し、不法所得 5 億元を凍結した。(後略)

事例その 2 は、捜査範囲が北海区と東海区の広域に及ぶものである。この事案で直属第二局は、主として「東シナ海海域」での行動を担当している可能性があり、上記 (2) の海難救助業務然り、通常東海区で任務を遂行している可能性が高いといえる。

³¹ 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn//2020/95110_0731/197.html（閲覧日 2021.11.5）

【事例その 3：薬物事件³²】

中国海警局が公安禁毒部門と共同、南沙海域で初の大量薬物押収

出典：中国海警局 2020 年 9 月 8 日公表

8 月 13 日 3 時 19 分、中国海警局^(a)と公安部禁毒局^(b)が共同で中国海警局直屬第五局^(c)及び福建海警局^(d)を指揮し、永暑北西海域で待伏せ地点を設定の上、薬物運搬船 1 隻を捜査し、現場で大量の薬物を押収、犯罪被疑者 6 名の身柄を拘束した。（中略）

今年の 5 月初旬、福建省公安禁毒部門^(e)の捜査により、某薬物販売グループが「ゴールドントライアングル」地区から海路を経由して大量の薬物を我が国に持ち込もうと画策し、多方面から薬物の出所と連絡をとり、秘密裏に薬物資金を調達していることが確認された。（中略）

7 月 2 日、船長朱某某が薬物運搬船を操船し、福州馬尾港を出港した。翌日、当該薬物販売グループは、薬物資金の一部を「売り手」に移すとともに、朱某某らに対し薬物の受取り・運搬を段取りした。捜査チームは、薬物運搬船が出航して薬物を受け取り運搬する可能性が比較的高いと判断し、直ちに艦艇勢力を投じ、待ち伏せ地点を設定の上、薬物受取り後の海上捜査に備えた。8 月 13 日午前 2 時 45 分、薬物運搬船が海警の待伏せ海域に進入し、捜査チームが身柄確保の指令を下した。戦術どおりに配置の上、2 時 56 分、海警の艦船が 2 隻の搭載艇を降下し、夜間の暗闇に乗じて薬物運搬船に接近し、両舷に分かれて接舷し、速やかに乗船した。3 時 19 分、海警の法執行人員が接舷から 3 分以内に船上の 6 名の犯罪被疑者すべてを制圧した。（後略）

事例その 3 は、薬物運搬船の出港地を管轄する福建海警局と、これを待ち伏せる海域を管轄する直屬第五局がからむミッションとみていいだろう。直屬第五局所属の海警船が投入されたとみられる永暑（英語名：ファイア

³² 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn/2020/95110_0908/196.html（閲覧日 2021.11.5）

リー・クロス）は、その所在地である海南省三亜市（海南省の南端）から南に 500 海里以上離れており、ここにおいても直属局所属の海警船の外洋における業務遂行能力の高さが窺える。

【事例その 4：環境取締り³³⁾】

中国海警局直属第三局が海上石油設備に立入検査

出典：中国海警局 2020 年 10 月 7 日公表

中国海警局^㉔、自然資源部、生態環境部及び交通運輸部^㉕の「碧海 2020」海洋生態環境保護特定取締り行動にかかる統一手配に基づき、9 月 22～25 日の期間中、中国海警局直属第三局^㉖は、法執行班を中国石油（中国）有限会社深セン支社所属の石油掘削リグ及びフロート式石油生産貯蔵積出設備に派遣し、海洋環境法執行にかかる立入検査を展開した。（中略）

現場の検査では、海上石油設備に違法行為の存在は認められず、石油掘削リグ周辺の海洋環境にも異常は見られず、採取した各種汚染物のサンプルは、関係部署に送り鑑定中である。（中略）当局^㉗は、年内にも管轄区域内のすべての海上石油設備に対し立入検査を行う予定である。

事例その 4 は、国务院関係部門と連携した海上環境取締りにかかる特定行動であり、ここでは中国海警局指揮の下で直属第三局が単独で法執行班を編成し、立入検査を行ったということであるが、直属局の中国海警局直轄の実働部隊としての性格を彷彿させるものである。

【事例その 5：海上総合法執行行動³⁴⁾】

中国海警局北海分局が北海海区総合法執行統一行動を組織・展開

出典：中国海警局 2021 年 3 月 3 日公表

³³⁾ 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn/2020/bihai2020_1007/380.html（閲覧日 2021.11.5）

³⁴⁾ 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn/2021/wqzf_0303/405.html（閲覧日 2021.11.5）

海警法が賦与する海上権益擁護法執行の職責を全面的に履行するため、中国海警局北海分局^㉞は、3月1日から所属勢力を組織し、北海海区で1か月間の総合法執行統一行動を展開し、渤海における春季漁場法執行監督管理を重点的に強化するとともに、各特定取締行動にも配慮し、全国「两会」期間中における海上の安全を確保する。

今次統一行動は、中国海警局北海分局^㉞が中国海警局第六局^㉞及び天津・遼寧・河北・山東海警局^㉞を動員する。（後略）

事例その5は、全国人民代表大会（全人代）開催時期に合わせて実施されたことに鑑みれば、その性質がいわゆる海上における警備実施の側面も兼ねていたことが想像される。ここで直属第六局は、省級の手警局とともに北海分局の所属勢力と位置付けられている。しかるに、海警法には、海区分局が直属局を自らの所属とみなす規定を置いていないが、海警法第82条³⁵には、「中国海警局は、法律、行政法規³⁶及び国务院・中央軍事委員会の決定に基づき、海上権益擁護法執行の事項について規章³⁷を制定する」とされており、海区分局が同一海区に所在する直属局及び省級海警局に対して指揮権を行使しうる体制は、法整備面においてすでに構築されている可能性がある。

【事例その6：海上総合法執行行動³⁸】

中国海警局南海分局が海上法執行行動を展開

出典：中国海警局 2021年7月13日公表

6月25日から7月5日まで、中国海警局南海分局^㉞は、所属する多数の海警機構^㉞(d)及び広東・広西・海南三省(区)の海洋総合法執行・漁政・

35 原文：《海警法》第八十二条 中国海警局根据法律、行政法规和国务院、中央军事委员会的决定，就海上维权执法事项制定规章，并按照规定备案。

36 「行政法規」は、日本でいう「政令」に相当。

37 「規章」は、日本でいう「省令」に相当。

38 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn/2021/95110_0713/549.html（閲覧日2021.11.5）

海監に所属する勢力⑥を動員し、海上法執行行動を展開した。(中略)

行動期間中、合計で、治安関連出動 26 件、行政処理案件 22 件、刑事事件 1 件、事件関与船舶の押収 9 隻、違法・犯罪被疑者の身柄拘束 32 名、事件に関わる漁獲物の押収 119 kg、密輸石油製品の押収 14 バレル、外国籍侵犯操業漁船の退去 154 隻の実績を上げた。6 月 23 日、中国海警局直属第三局⑥及び広東海警局⑥は、汕尾の外洋約 50 海里において不法操業の疑いのある漁船 1 隻を共同で検挙するとともに、中国籍の違法・犯罪被疑者 5 名と外国籍の不法労働者 9 名の身柄を拘束した。(後略)

事例その 6 は、南海分局が南海区に所属する海警機構と地方政府の海上法執行機関を動員し、海上法執行行動を展開したというものである。海区分局が地方政府の海上法執行機関を動員して法執行行動を展開することは、海警法になかったものである。また、この文面全体の内容から判断するに、所属する多数の海警機構には、直属第三局及び広東・広西・海南海警局が含まれるとみて差し支えないであろう。

その他、南海区には三つの直属局が所在しているとみられるところ、事例その 3 で直属第五局が海南島の南側の南シナ海を管轄しているとするならば、直属第三局は、広東省南側の南シナ海を管轄している可能性が高い。ならば、直属第四局はどこを管轄するのであろうか。消去法的に言えば、広西壮族自治区に面する北部湾(トンキン湾)一帯と見ることもできるが、詳細は次章で述べることにしたい。

【事例その 7：密輸事件³⁹⁾】

中国海警がタバコの海上密輸犯罪グループを検挙、巻タバコ 236 万カートン押収、10 億元相当

出典：中国海警局 2021 年 8 月 21 日公表

このほど、中国海警局東海分局⑥は、直属第一局・第二局⑥を動員し、

³⁹⁾ 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn//2021/hjyw_0821/751.html (閲覧日 2021.11.5)

海関密輸取締局、タバコ専売局、地方公安等の部門⑥と共同し、海上特大密輸犯罪グループの検挙に成功した。(中略)

4月25日18時頃、中国海警局東海分局⑦は、直属第一局・第二局⑧所属の海警漁山艦、六横艦、玉環艦及び虎嶼艦を動員し、二つの行動編隊を編成し、某任務海域に赴き特定法執行行動を展開した。6時間の航行を経て、4隻の任務艦艇は、翌日未明に指定海域に到着し、直ちに被疑船舶に対する捜査・捜索を行った。17時頃、海警漁山艦・玉環艦の編隊は、1隻目の被疑船舶を発見し、警告を発するも、当該被疑船舶は停船しないばかりか、速力を上げて逃走を図ったため、我が海警艦艇は、直ちに追撃を展開し、素早く該船に乗り込み制圧した。

この間、海警六横艦・虎嶼艦の編隊は、別の2隻の被疑船舶を発見し、汽笛による警告、探照灯による照射、放水銃による威嚇等の方式を通じて進路規制を行ったが、被疑船舶は協力に応じず、逃走の機会を伺っていた。六横艦・虎嶼艦は、すぐに策略を改め、有利な船位を確保した後に進路規制、包囲規制等の戦術戦法を通じて最終的に当該2隻の被疑船舶の制圧に成功した。(後略)

事例その7は、東海分局が東海区に所在する直属第一・第二局を動員し、他機関と連携した密輸事件であり、省級以下の海警局が動員されていないことや、指定海域到着までに6時間を要していることに鑑みれば、本事案の舞台は、東シナ海の外洋であった可能性が高い。

以上を踏まえ、直属局の組織的特徴を以下にまとめる。

- ① 直属局には外洋においても業務遂行可能な大型の海警船が複数所属している。
- ② 直属局は、通常中国海警局から直接指揮を受け任務を遂行するが、業種（海難救助、各種特定行動取締り）によって直属局の所在する海区を担当する海区分局の指揮に入り任務を遂行する場合もある。

3 大型海警船にかかる考察

直属局が従前の海監の海区総隊を踏襲した組織である可能性を第1章において指摘した。2014年以降に就役した大型の海警船がほぼすべて海区総隊に所属し、一定のルールに基づき4桁の艦番号を表示し、それによって海警船の所属が明確であったことに鑑みれば、第二改編以降で4桁の艦番号を表示している海警船とその所属に着目し、オープンソースを整理することは有意義と思料される。また、中国海警局が大型の海警船を投入し活動を展開しているとみられる個別の事案を追跡すると、投入された海警船の4桁の艦番号を公表しているものも散見されることから、本章では、これら4桁の艦番号を表示するいわゆる大型の海警船について考察する。

(1) 艦番号と所属の関係

大型の海警船のドック入札情報を始めとする各種オープンソース⁴⁰を活用し、4桁の艦番号を表示する海警船の情報を表3に整理する。

⁴⁰ 主に中国政府調達サイト：<http://www.ccg.gov.cn/> 及び「中国政府企業調達組織入札情報検索サイト」：<https://weixin.ixbang.com/extend/semsite/search.html?source=770&keywords> の情報を使用した。(閲覧日 2021.11.5)

整理 番号	海警船 艦番号/トン級	調達機関		情報公開日
		組織名	所在地	
①	2502	中国海警局 東海分局 設立チーム	上海市	2018/8/17
	2901			
②	3901	中国海監 第八支隊	広東省	2018/9/27
③	1112	中国海警局 北海分局 設立チーム	山東省	2018/12/5
	1116			
	1303			
	1304			
	1103			
④	1115	中国海監 第一支隊	山東省	2018/12/27
	1123			
⑤	3000トン級	直属第二局	浙江省	2019/7/11
⑥	1xx2	直属第一局	上海市	2019/12/3
	1xx3			
⑦	3301	直属第三局	広東省	2019/12/11
	3302			
	3303			
	3304			
⑧	3501	直属第三局	広東省	2020/2/28
⑨	6302	直属第六局	山東省	2020/11/27
⑩	x2xx	直属第二局	浙江省	2020/11/20
⑪	x3xx	直属第二局	浙江省	2020/11/25
⑫	x5xx	直属第二局	浙江省	2020/12/1
	xxx4			
	xxx3			
	x1xx			
⑬	6501	直属第六局	山東省	2020/12/23
⑭	x5xx	直属第二局	浙江省	2021/8/10
⑮	x9xx	直属第二局	浙江省	2021/8/19

表 3 : 4 桁の艦番号を表示する大型海警船と調達機関の関係

まず、表3の艦番号に出現する「x」の表示であるが、これは、「x」の表示で艦番号の一部を伏せることにより、船名を容易に特定されないための配慮とみられる。この傾向は、特に直属第二局において顕著であるが、今後は、ますます情報の機密性が重視され、オープンソースから得られる情報はより限定的になることが予想される。

次に、表3の①～④に出現する調達機関は、いずれも第二改編前の旧組織名を表示していることから、この時点では組織再編は進んでいなかったとみられる。

次に、表3の調達機関に「直属局」の組織名が出現するのが⑤以降となることから、概ね2019年7月頃には、「直属局」が運用段階に入っていたとみられる。

次に、表3のうち、4桁の艦番号で千の位を表示している⑥⑦⑧⑨⑬に着目すると、直属局の組織名との間に一定の傾向（ルール）が見て取れる。すなわち、海警船の艦番号の千の位の数字が直属局の序列に一致するということである。第二改編前のルールに基づけば、艦番号の千の位は、北海区所属船が「1」を、東海区所属船が「2」を、南海区所属船が「3」を表示することで統一されていたが、直属局の運用開始以降は、少なくとも艦番号の千の位を直属局の序列に一致させた可能性が高い。

(2) 4桁の艦番号を表示する海警船の活動状況

直属局の運用開始以降に海警船の4桁の艦番号の表示に変更があった可能性を踏まえ、まずは、中国海警局公式サイトの公開情報に基づき、4桁の艦番号を表示する海警船の2020年以降の活動状況を表4にまとめる。なお、海警船の所属については、上記(1)で導いた推定に基づき付記したものであることを申し添える。

中国海警局公式サイト上の 業務カテゴリー		公表された海警船		情報公開日
		艦番号	所属（推定）	
A	中国海警艦艇編隊 釣魚島領海巡航	1302	直属第一局	2021/9/19
		1401		2021/1/13
		2301	直属第二局	2020/11/6
				2021/6/16
				2021/7/14
		2302		2021/2/20
				2021/8/19
				2021/10/20
		2502		2020/12/9
				2021/3/23
2021/5/24				
B	中国・ベトナム 海警機関 北部湾（トンキン湾） 合同巡航	4203	直属第四局	2021/4/29
		4204		2020/5/22
				2021/10/25
		4301		2021/4/29
		4302		2020/5/22
		4303		2020/12/26
2021/10/25				
C	北太平洋公海 漁業法執行巡航	北海分局所属船2隻 （艦番号の公表せず）	直属第六局	2020/8/28
		1303	直属第一局	2021/7/31
				2021/8/30
				2021/7/31
		1304		2021/8/30

表 4：個別業務に見る海警船の 4 桁の艦番号の公表状況

表 4 に掲げる 3 つの業務に共通して出現するキーワードである「巡航」について、海警法第 12 条第 1 項第 1 号⁴¹⁾は、海警機構が履行する職責の一つに「重点島嶼を見張り、海上における境界線を管理・保護し、国家の主権・安全・海洋権益を脅かす行為を予防・制止・排除する」ために「我が国管轄海域において巡航する」ことを明記している。ここにいう「管轄海

⁴¹⁾ 原文：《海警法》第十二条第一款 海警机构依法履行下列职责：（一）在我国管辖海域开展巡航、警戒，值守重点岛礁，管护海上界线，预防、制止、排除危害国家主权、安全和海洋权益的行为；

域」については、別途後述することとしたい。

業務カテゴリーA の巡航について、その名称からして、中国が当該海域を「管轄海域」よりもさらに狭い概念の「領海」における巡航と位置付けていることは明白である。最近の尖閣情勢について、海上保安庁によれば、「2020 年は尖閣諸島の領海内において、操業等を行う日本漁船に、中国海警局に所属する船舶が接近しようとする事案が多数発生⁴²⁾」している。一方、中国外交部の王毅部長が 2020 年 11 月に日本を訪問した際には、「日本側の一部来歴不明の漁船が繰り返し頻繁に釣魚島の敏感な海域に進入し、中国側は必要な反応を取らざるを得ない」旨発言⁴³⁾している。ここにいう「日本側の一部来歴不明の漁船」が「操業等を行う日本漁船」を指し、「釣魚島の敏感な海域」が「尖閣諸島の領海内」を含むことは明白である。しかるに、海警法第 16 条⁴⁴⁾は、「管轄海域内にある違法の疑いのある外国船に対し追跡監視等の措置をとる権限」を、さらに同法第 17 条⁴⁵⁾は、「不法に領海侵入した外国船舶に対し、退去を命じ又は差押え、退去等の強制措置をとる権限」を海警機構に賦与していることから、尖閣諸島周辺海域における海警船による日本漁船への接近事案は、一過性のものとして認識することはできない。

業務カテゴリーA に投入された海警船については、海上保安庁が尖閣諸島に接近する海警船の隻数を公表⁴⁶⁾しており、これによれば、中国海警艦隊は、概ね 4 隻で編隊を組んでいることが判明しているが、公表された海警船の艦番号は 1 隻分のみであることから、編隊を代表する形で公表しているとみられる。少なくとも、公表されている海警船の所属とみられる直

42 海上保安庁「海上保安レポート 2021」17 頁

43 中国外交部：<https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbzhdt/1835471.shtml>（閲覧日 2021.11.5）

44 原文：《海警法》第十六条 为维护海上安全和秩序，海警机构有权依法对在我国管辖海域航行、停泊、作业的外国船舶进行识别查证，判明船舶的基本信息及其航行、作业的基本情况。对有违法嫌疑的外国船舶，海警机构有权采取跟踪监视等措施。

45 原文：《海警法》第十七条 对非法进入我国领海及其以内海域的外国船舶，海警机构有权责令其立即离开，或者采取扣留、强制驱离、强制拖离等措施。

46 海上保安庁：<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>（閲覧日 2021.11.5）

属第一局と直属第二局のいずれも東海区に所在しており、かつ尖閣諸島も東シナ海に存する島嶼であることに鑑みれば、これらの海警船が当該業務を一義的に担当することに何ら違和感はない。しかるに、編隊を構成する他の海警船について、その全体を知る術はないが、仲間均石垣市議が 2021 年 7 月 10 日に自身の漁船で尖閣諸島に向かう映像⁴⁷⁾には、「6304」の艦番号を表示する海警船が記録されている。当該海警船は、北海区に所在する直属第六局の所属とみられるところ、東海区における海警船の運用が逼迫している状況を窺わせるものである。

業務カテゴリーB の巡航は、中国とベトナムの双方の海上法執行機関が合同で北部湾（トンキン湾）を巡航するというもので、2006 年以降継続する歴史ある合同巡航とされている。2016 年には、中国海警局とベトナム海警司令部の双方で協力に関する覚書が締結されているほか、2021 年 4 月実施分は、当該巡航の 21 回目を計上し、海警法施行後の初の合同巡航と位置付けられている⁴⁸⁾。このような合同巡航は、海警法上「海上法執行上の国際協力」と位置付けられ、「海警機構が外国の法執行機関と展開することができる」と規定されている（同法第 65 条第 3 号⁴⁹⁾）。

業務カテゴリーB に投入された海警船について、その艦番号の千の位がすべて「4」を表示していることに鑑みれば、当該業務が直属第四局の業務として固定化している可能性が高い。また、当該業務がベトナムとの合同巡航であることに鑑みれば、ベトナムと陸続きで隣接する広西壮族自治区、北部湾を隔てて隣接する海南省のいずれかに直属第四局が所在する信憑性がさらに高まったともいえよう。

業務カテゴリーC の巡航は、「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約⁵⁰⁾」に基づく漁業法執行活動であり、その航程は、

47 日テレニュース 24 : <https://www.news24.jp/articles/2021/07/13/04905557.html> (閲覧日 2021.11.5)

48 中国海警局 : http://www.ccg.gov.cn//2021/hjyw_0429/563.html (閲覧日 2021.11.5)

49 原文：《海警法》第六十五条 海警机构可以与外国海上执法机构和有关国际组织开展下列海上执法国际合作：（三）海上联合巡逻、检查、演练、训练；

50 外務省 : https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page24_000002.html (閲覧日

2020 年の巡航で 31 日間（11189 海里）に及んでいる⁵¹。また、2021 年の巡航は、海警法施行後初の巡航と位置付けられるとともに、出港当日には、中国海警局が出港地である上海において、農業農村部及び上海市政府の幹部臨席の下で盛大に出港式を挙行している⁵²。このような法執行活動は、海警法上「国際条約に基づく管轄海域外の区域において請負う法執行任務」として、海警機構が履行する職責の一つに位置付けられている（同法第 12 条第 1 項第 10 号⁵³）が、管轄海域外の区域でかつ年 1 回のペースで展開するような活動であることや、毎年担当する直属局が海区を跨いで交代する傾向に鑑みれば、当該業務を担当する直属局は固定されず、中国海警局指揮の下で輪番制をとっているものとみられる。

その他、表 4 に掲げる海警船について、2020 年以降の報道記事を検索した結果、「4301」にかかる記事が 1 件のみ確認できたので、「事例その 8」として概要を訳文で紹介する。

【事例その 8：海警船によるベトナム漁船取締り⁵⁴】

ベトナム漁船が西沙で我が海警船に衝突後沈没

出典：人民日報 2020 年 4 月 5 日公表

4 月 2 日未明、ベトナム漁船 QNG90617TS 号が中国の西沙諸島⁵⁵に不法に進入し漁業侵犯活動を行った。中国海警 4301 艦は、法に基づきそれに対して退去警告を行った。

ベトナム漁船は、退去を拒み、幾度も危険な動作を行い、我が海警 4301

2021.11.5)

⁵¹ 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn//2020/hjyw_0828/173.html（閲覧日 2021.11.5）

⁵² 中国海警局：http://www.ccg.gov.cn//2021/hjyw_0731/715.html（閲覧日 2021.11.5）

⁵³ 原文：《海警法》第十二条第一款 海警机构依法履行下列职责：（十）依照法律、法规和我国缔结、参加的国际条约，在我国管辖海域以外的区域承担相关执法任务；

⁵⁴ 人民日報：<https://wap.peopleapp.com/article/rmh12581384/rmh12581384>（閲覧日 2021.11.5）

⁵⁵ 英語名では「パラセル諸島」という。中国海南省三沙市に属し、周辺海域には領海基点と領海線が設定されている。

艦に衝突後沈没し、船員 8 名はすべて我が海警によって救助された。事情聴取を経て、ベトナム漁船船員は、我が管轄海域に不法に進入し操業を行い、危険な操船行為に及んだことに対し、包み隠さず自供した。中国海警局は、ベトナム海警との連絡窓口を通じ、ベトナム側に通報するとともに、厳正に申入れを行った。現場では、沈没したベトナム漁船の船員 8 名をベトナム側に引き渡し、西沙の接続水域から退去させた。(後略)

4 管轄海域にかかる考察

最後に、海警法という「管轄海域」について触れておく。

海警法第 3 条⁵⁶は、海警機構が海上権益擁護法執行活動を展開するにあたっての同法の適用範囲を「我が国管轄海域及びその上空」と規定するも、その肝心の「管轄海域」については、何ら定義を設けていない。実は、海警法の草案段階にはこれを定義する規定が存在した。参考までに、以下に原文⁵⁷と訳文（関連部分に下線を付記）を併記する。

第七十四条 本法下列用語の含义是：

（二）中华人民共和国管辖海域，是指中华人民共和国内海、领海、毗连区、专属经济区、大陆架，以及中华人民共和国管辖的其他海域；内海，是指中华人民共和国领海基线向陆地一侧的海域；内水，是指中华人民共和国领海基线向陆地一侧的水域，包括内海、内河、内湖。／第 74 条 本法で以下に掲げる用語の意味は次のとおりである。(2) 中国の管轄海域とは、中国の内海、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚並びに中国が管轄するその他の海域をいう。内海とは、中国の領海基線の陸側の海域をいう。内水とは、中国の領海基線の陸側の水域をいい、内海、河川及

⁵⁶ 原文：《海警法》第三条 海警机构在中华人民共和国管辖海域（以下简称我国管辖海域）及其上空开展海上维权执法活动，适用本法。

⁵⁷ NPC Observer : <https://npcobserver.com/wp-content/uploads/2020/11/Coast-Guard-Law-Draft.pdf> (閲覧日 2021.11.5)

び湖沼を含む。

すなわち、中国の「管轄海域」とは、中国が主権又は主権的権利を行使する海域をいうとみられるが、「中国が管轄するその他の海域」とは、実に曖昧さの残る表現である。しかるに、中国の管轄海域については、最高人民法院が司法解釈（2016年8月2日施行）を示しており、以下に原文⁵⁸と訳文（関連部分に下線を付記）を併記する。

第一条 本規定所称我国管辖海域，是指中华人民共和国内水、领海、毗连区、专属经济区、大陆架，以及中华人民共和国管辖的其他海域。／
第1条 本規定にいう我が国管轄海域とは、中国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚並びに中国が管轄するその他の海域をいう。

このように、司法解釈においても曖昧な表現が使用されている。参考までに、海警機構の海上法執行業務に関連する他の法令の適用範囲はどのような表現となっているのか、まずは、中国の漁業法（2013年12月28日改正）の適用範囲について、以下原文⁵⁹と訳文（関連部分に下線を付記）を併記する。

第二条 在中华人民共和国的内水、滩涂、领海、专属经济区以及中华人民共和国管辖的一切其他海域从事养殖和捕捞水生动物、水生植物等渔业生产活动，都必须遵守本法。／第2条、中国の内水、砂州、領海及び排他的経済水域並びに中国が管轄する一切のその他の海域において水生生物及び水生植物の養殖、採捕等の漁業生産活動に従事するときは、

⁵⁸ 中国最高人民法院：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-24261.html>（閲覧日 2021.11.5）

⁵⁹ 中国人大網：http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-06/20/content_1867661.htm（閲覧日 2021.11.5）

本法を遵守しなければならない。

このように、漁業法においても曖昧な表現が使用されている。次に、中国の海洋環境保護法（2017年11月4日改正）の適用範囲について、以下原文⁶⁰と訳文（関連部分に下線を付記）を併記する。

第二条 本法适用于中华人民共和国内水、领海、毗连区、专属经济区、大陆架以及中华人民共和国管辖的其他海域。／第2条 本法は、中国の内水、領海、接続水域、排他的經濟水域及び大陸棚並びに中国が管轄するその他の海域に適用する。

このように、海洋環境保護法においても曖昧な表現が使用されている。中国が自身の管轄海域を曖昧に表現する理由は何であろうか。これについて、興味深い論文に接しているので、関連部分を抜粋し、以下原文⁶¹と訳文（関連部分に下線を付記）を併記する。

1982年12月10日联合国第三次海洋法会议通过,1994年11月16日正式生效的《联合国海洋法公约》(以下简称《公约》)把海洋划分为内水、领海、毗连区、专属经济区、大陆架、公海等不同海域,每一海域的法律地位不同。正是由于《公约》的制定,才形成“管辖海域”的概念。我国管辖海域,系指我国的内水、领海、毗连区、专属经济区、大陆架以及我国管辖的其他海域。这里的“其他海域”主要指未确定领海基点以及尚未与其他国家划定专属经济区和大陆架界限的海域。依据《公约》确定管辖海域,其目的在于建立合理、合法的海洋开发与利用秩序,明确不同国家

⁶⁰ 中国人大網：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zfjc/zfjcelys/2018-11/12/content_2065782.htm（閲覧日 2021.11.5）

⁶¹ 白俊豊「依据海洋法对海警涉外案件管辖的分析」海洋開發与管理第22卷第5期（2005）64-68頁又は
海洋開發与管理：<http://www.haiyangkaifayuguanli.com/html/2005/5/050513.html>
（閲覧日 2021.11.5）

在海洋上的权利与义务。／1982年12月10日に国連第三回海洋法会議で採択され、1994年11月16日に正式に効力を生じた「国連海洋法条約」（以下「条約」という。）は、海洋を内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、公海等の海域に区分けし、各々の海域の法的地位を異なるものとした。まさに条約の制定によって、「管轄海域」の概念が形成されたのである。我が国の管轄海域とは、我が国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚並びに我が国が管轄するその他の海域をいう。ここにいう「その他の海域」とは、主に領海基点が未確定であり、いまだ他の国家と排他的経済水域及び大陸棚の境界線を画定していない海域をいう。条約に基づいて管轄海域を確定するその目的は、合理的で合法的な海洋の開発・利用の秩序を構築し、異なる国家の海洋における権利・義務を明確にすることにある。

参考までに、当該論文の掲載が2005年であり、当該論文で定義される「管轄海域」の表現が2016年の司法解釈と一字一句変わらないことに鑑みれば、中国における「管轄海域」の概念形成は、少なくとも2005年の時点で成熟していたものとみられる。このように、曖昧な表現を用いる背景には、中国が九断線を根拠に領有権を主張し、周辺国と多くの領有権問題を抱える南シナ海の現状を想定していることがあるとみられるところ、東シナ海においても、日中の排他的経済水域の境界線がいまだ画定を見ない現状にあつては、海警法の適用範囲が曖昧なまま海警船の法執行活動が継続することとなることから、海警船の動向については、尖閣諸島周辺海域に留まらず、留意する必要があるだろう。

おわりに

尖閣情勢をめぐり、中国外交部報道官が記者会見で繰り返し引用するものの一つに「中日間の四つの原則的共通認識⁶²」と呼ばれるものがある。

⁶² 中国外交部：

https://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhs1_673025/t1881464.shtml（閲覧日

2014 年 11 月 7 日、日本の谷内正太郎国家安全保障局長と中国の楊潔篪國務委員との間で共通認識に達したとされる文書⁶³には、共通認識の一つとして「双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた」ことが謳われている。海上保安レポート 2021 によれば、海警船による活動は、尖閣諸島周辺の接続海域においてほぼ毎日確認されているほか、領海内においては、操業等を行う日本漁船に接近しようとする事案が多数発生している。海上保安庁も、日本漁船の安全を確保するため、日本漁船の周囲に巡視船を配備するなどの措置を講じる等緊迫した情勢が窺える一方で、日本漁船の乗組員に怪我はなく、漁具等にも損傷は発生していないという。このことは、日中双方の主権主張が対峙する中にあっても、双方が現場を制御できていることの表れであると思料する。海上保安庁の巡視船には、当該海域において事態をエスカレートさせないために引き続き国際法、国内法に則り、冷静に、かつ、毅然とした対応が求められるところ、日中間において、情勢の悪化を防ぐべく外交上での「対話と協議」を一日も早く進展させることこそが何よりも肝要である。

2021.11.5)

⁶³ 中国側の文書については、中国駐日大使館：<http://www.china-embassy.or.jp/chn/zrdt/t1208353.htm>（閲覧日 2021.11.5）日本側の文書については、外務省：https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_000789.html（閲覧日 2021.11.5）

執筆者紹介（五十音順）

上 田 晋 平（基礎教育講座 助教）

澤 田 浩 之（基礎教育講座 教授）

菱 田 健太郎（基礎教育講座 准教授）

山 地 哲 也（海上警察学講座 教授）

四 元 吾 朗（基礎教育講座 准教授）

令和4年3月18日 印刷
令和4年3月30日 発行

編集兼
発行者

海上保安大学校

〒737-8512 広島県呉市若葉町5-1
電話（0823）21-4961

印刷所 株式会社 デルタプリント
〒732-0802 広島県広島市南区大州2丁目12-15
電話（082）281-7338

**REPORT
OF
JAPAN COAST GUARD ACADEMY
2021**

**Vol.66 No.2 (Consecutive No.114)
PartI (The Law and Literature Section)**

CONTENTS

explanation:

드라마로 배우는 한국어 (1)
— 「태양의 후예」에 나오는 독특한 한국어 표현, 문화어휘, 속어를 중심으로 —
..... Hiroyuki SAWADA..... (1)

note:

Study on Issues relating to Places of Refuge for Ships:
Consideration of National Maritime Places of Refuge Risk Assessment Guidance
..... Tetsuya YAMAJI..... (31)

material:

关于中国海警局发展现状及其动向研究 —以划归武警部队以后的发展现状为中心—
Goro YOTSUMOTO, Kentaro HISHIDA, and Shimpei UEDA..... (61)

**JAPAN COAST GUARD ACADEMY
5-1, Wakaba, Kure, Hiroshima, 737-8512
JAPAN**